

# 鹿屋市導入促進基本計画

【国同意日】令和5年6月28日

鹿児島県鹿屋市

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

鹿屋市は、本土最南端へと伸びる大隅半島のほぼ中央に位置し、交通、産業、経済、文化等大隅半島の中核的な都市である。

現在、鹿屋市の人口は約 10 万人で、県内 3 番目の都市であるが、少子高齢化等の影響により、平成 12 年頃から緩やかに減少している状況であり、令和 5 年に策定した「鹿屋市人口減少対策ビジョン」において、「2060 年に 9 万人程度の人口を維持する」ことを人口の将来目標に掲げ、様々な取組を推進していますが、依然として人口減少に歯止めがかからない状況にある。

古くから、農業・漁業等（第一次産業）を基幹産業として栄えてきたが、そのことを背景に農産加工を中心とした製造業等（第二次産業）の立地企業の進出があり、現在では鹿屋市の主要産業となりつつある。また、平成 26 年 12 月に東九州自動車道及び大隅縦貫道が一部開通し、令和 3 年 7 月には東九州自動車道が更に延伸したことにより、物流の更なる効率化による産業発展が期待されている。

現在、鹿屋市の中小企業は、生産年齢人口の減少に伴う人手不足や原材料・燃油等の価格の高騰による収益圧迫等の様々な課題に直面しており、市内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、鹿屋市独自の取組として、地域 6 次産業化推進事業、地元就職支援事業等を実施してきたが、引き続き市内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、事業承継対策に係る支援に取り組んでいくことが喫緊の課題である。

#### (2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業の先端設備等の導入を促すことで、市内の中小企業の生産性を抜本的に向上させ、人手不足や原材料価格等の高騰に対応できる事業基盤を構築することを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 30 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう）が年率 3 % 以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

鹿屋市の産業は、農林水産業を中心として卸売・小売業、製造業等多岐に渡り、多様な業種が鹿屋市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の

生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

#### (1) 対象地域

鹿屋市は、平成18年に鹿屋市、串良町、輝北町、吾平町の1市3町が合併している。そのため、鹿屋市の産業は、臨海部、平野部、山間部と広範囲に位置している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は鹿屋市全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

鹿屋市の産業は、農林水産業を中心として卸売・小売業、製造業等多岐に渡り、多様な業種が鹿屋市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は全ての業種とする。

なお、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品開発、省力化、IT化、インバウンド対応等多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年率3%以上向上すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月3日～令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、市全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年間、4年間又は5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮すること。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮すること。

- (3) 市税を滞納している事業者については、先端設備等導入計画の認定対象外とするなど、納税の公平性に配慮すること。
- (4) 太陽光発電に係る設備の導入に関しては、既存の自己所有工場や事務所などの敷地内に設置するとともに、電力を自社の商品の生産若しくは販売又は役務の提供に供し、生産性向上を図るために自ら消費するものに限ること。また景観や周辺環境の保全へ配慮すること。